

航空機リースに投資する課税関係 2 (個人編)

税理士 高山 政信

〔事例〕

航空機のレバレッジドリースに投資する者に対して、民法組合等を通じて投資する場合について平成17年度に税制改正されたようだが、個人で投資する場合に具体的にどのようになったのか。

〔ポイント〕

今回は法人の課税関係を検討したので、今回は個人の場合について法人の課税関係と対比しながら、次の項目に分けて検討する。

- 1 航空機のレバレッジドリースの概要
- 2 改正前の課税関係
- 3 改正後の課税関係
- 4 法人の課税関係との比較

〔検討〕

1 航空機のレバレッジドリースの概要

航空機を媒体としたレバレッジドリースである。

レバレッジドリースとは、リースが持っている税務効果とその組成の3要素に沿ってレシー（借り手。通常、航空会社）、レッサー（リースの貸し手。レッサーに対する出資者や投資家を含む。）及びレンダー（金融の貸し手）の三つの役割を分担するメンバーによって、最大化するように組成したリースをいう。

税務メリットは、初期に償却費等の費用がリース料収入より多く、その期間損益が逆転する

まで、利益及び納税の繰延べができる点にある。

2 改正前の課税関係

わが国で組成されるレバレッジドリースの投資形態は、主として民法上の任意組合形態か商法上の匿名組合形態が多い。

個人がそれぞれの投資形態を利用する場合、任意組合及び匿名組合の場合とも、基本的にはパス・スルー課税されることとされ、借入金＝レバレッジ（てこ）の利用により、投資期間の当初においては投資金額以上の損失を必要経費に算入することができ（所基通36・37共一19～21）、航空機の貸付が雑所得ではなく不動産所得とされていることで、他の所得との損益通算が認められていた。

航空機リースの場合、契約終了後、当該航空機を売却することになるが、当該譲渡については、個人の場合は、上記の法人が享受する利点に加え、当該譲渡が譲渡所得として特別控除額（最高50万円）の控除が認められ、さらに、航空機の取得から売却までの期間が一般的に5年を超えていることから、長期譲渡所得としての課税の軽減（課税所得が2分の1となる）の適用を受けることができていた。

3 改正後の課税関係

(1) 背景

近年、いわゆる航空機リースに関する任意組合の事業をはじめ組合の事業から生ずる損失を利用して節税を図る動きが顕在化している。組合損失を組合員に帰属させることにより、組合

員の他の所得を圧縮することで税負担の軽減を実現させており、これらは、税制調査会においても「このような租税回避を防止するため、適切な対応措置を講じる必要がある」と指摘されたところであり、この指摘を踏まえて、平成17年度税制改正において、所得税については、不動産所得を生ずべき任意組合等の事業に係る個人の組合員の組合損失をないものとみなす措置が取られたものである。

(2) 課税関係の概要

特定組合員に該当する個人が、平成18年以後の各年において、任意組合等の組合事業から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の損失の金額として計算した金額があるときは、当該損失に相当する金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、なかったものとみなすこととされ、通常の損益通算（所法69）が認められないだけでなく、不動産所得内での損益通算（内部通算）もできないこととなった（措法41の4の2）。

(3) 特定組合員の範囲

特定組合員とは、組合契約（任意組合契約、投資事業有限責任組合契約及び外国におけるこれらに類する組合契約をいう。）に係る組合員のうち、組合事業に係る重要財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務（以下「重要業務」という。）の執行の決定に関与し、かつ、当該重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分（以下「重要執行部分」という。）を自ら執行する組合員以外の組合員をいう（措法41の4の2①）。

また、組合契約を締結している組合員である個人が、各年において特定組合員に該当するかどうかは、その年の12月31日において、当該個人が当該組合契約を締結した日以後引き続き組合事業に係る重要業務のすべての執行の決定に関与し、かつ、当該重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分のすべてを自ら執行しているかどうかにより、判定するものとされている（措令26の6の2②）。

なお、組合契約を締結している組合員である個人が、当該組合契約により組合事業の業務を執行する組合員（以下「業務執行組合員」という。）又は業務執行組合員以外の者に当該組合事業の業務の執行の全部を委任している場合には、組合事業に係る重要業務への執行の決定に関与し、かつ、重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行しているかどうかにかかわらず、特定組合員に該当するものとされている（措令26の6の2③）。

なお、有限責任事業組合（日本版LLP）に投資する個人については、別途規定されている（措法27の2）。

(4) 組合事業による不動産所得の損失の金額の算出

特定組合員のその年分における組合事業から生ずる不動産所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が、当該組合事業から生ずる不動産所得に係る必要経費に算入すべき金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額とされている（措令26の6の2④）。

なお、この組合事業による不動産所得の損失の金額については、各組合契約の組合の事業ごとに計算することとされている。

(5) 組合事業から生ずる不動産所得の金額の計算に関する明細書の添付

その年において組合事業から生ずる不動産所得を有する個人が、確定申告書を提出する場合には、確定申告書に添付するその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類のほか、当該組合事業に係る一定の項目別の金額等を記載した明細書を添付しなければならないこととされている（措令26の6の2⑥）。

なお、当該明細書は、各組合契約に係る組合事業ごとに作成するものとされている（措規18の24②）。

4 法人の課税関係との比較

個人については、法人が規定する組合契約の

うち、匿名組合契約が除かれている（措法41の4の2①、措令26の6の2）。匿名組合契約の組合員は任意組合の組合員とは異なり組合の財産に対する共有概念がなく、商法上、匿名組合の営業者の単独事業とされ、組合の財産や収益は営業者に帰属し、組合員は営業者から分配される利益については基本的には雑所得と扱われ、その損失については損益通算が認められないことからあえて損失制限の対象とする必要性が乏しいことによるものとされている。

しかしながら、所得税基本通達の取扱い（所基通36・37共—21）で、匿名組合の組合員の所得区分を規定し、「当該営業者の営業の内容に従い、事業所得又はその他の各種所得とする。」としていることとの整合性からすると、匿名組合契約を除外したことは疑問と考える。

次に、組合債務の弁済の責任限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等については、法人についてだけの規定であり、組合債務の弁

済の責任限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等の如何にかかわらず、個人の場合は、本特例が適用されることになる。

さらに、個人には、調整所得金額という概念がなく、調整所得金額を超える部分の金額については、翌年以降に繰り越されることはない。ただし、日本版LLPを通じて投資した場合は別である。

5 まとめ

所得税法では航空機及び船舶の貸付を不動産所得としているが、今回の改正により損益通算に関しては、不動産所得としての損益通算を否認して雑所得としての取扱い、それも、雑所得内での通算も認められないものにしたものといえよう。税務当局にとっては、個人が当該投資をする手段（ビークル）としては、日本版LLP（有限責任事業組合）か、組合を通さず直接投資することだけを容認しているものようである。

租税訴訟学会ニュース

〔第11回研究会について〕

租税訴訟学会では、次のとおり「第11回研究会」の開催を予定しています。

- ・日 時：2005年12月22日（木）午後6時～8時30分
- ・場 所：東京税理士会館4階ホール
- ・テーマ：「消費税の仕入税額控除（帳簿等の保存と提示）—平成16年12月16日、平成16年12月20日最高裁判決を中心にして—」
- ・講 師：中西良彦税理士、木島裕子税理士
- ・参加費：資料代 1,000円（当日徴収）
※事前申込不要。
※本研究会は、東京税理士会の会則研修、東京地方税理士会、千葉県税理士会については認定研修の予定。

〔横浜支部創立総会について〕

租税訴訟学会では、次のとおり「横浜支部創立総会」を開催いたしました。

- ・日 時：2005年10月22日（土）午後2時～
- ・場 所：東京地方税理士会館8階
- ・内 容：①記念講演「市民社会における租税訴訟の役割」山田二郎氏（弁護士・学会長）、②創立総会、③懇親会

※横浜支部入会希望者は、横浜支部事務局（税理士長谷川博事務所）にご連絡下さい。

Tel 045—290—9431

Fax 045—290—9442

〔お問合せ〕

研究会等参加の申込み・租税訴訟学会への入会方法につきましては下記事務局までお問合せ下さい。

- ・租税訴訟学会事務局

Tel 03—3586—3601

Fax 03—3586—3602

http://homepage3.nifty.com/sozei/

e-mail: sozei@nifty.com